

「運用3号」に関する経緯等について

1. 「第3号被保険者制度」の概要 と「不整合記録」の発生

(1) 第3号被保険者制度の概要（国年法7条3号）

- ①いわゆるサラリーマンとして第2号被保険者（例：夫）となっている人に扶養される配偶者（例：妻）
→ 第3号被保険者（昭和61年4月施行）
- ②第3号被保険者期間は、保険料納付済期間となり将来の年金額に反映。
→ 年金給付の財源は、各年金制度（拠出金すなわち保険料）や国庫（税）が負担。
- ③第3号被保険者（例：妻）になるための届出は、第2号被保険者（例：夫）の会社等を経由。（平成14年4月～）

(2) 第3号被保険者でなくなる場合

- ①配偶者である第2号被保険者（例：夫）が被用者年金制度の資格を喪失して第1号被保険者となる場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者となる。
- ②第3号被保険者（例：妻）の収入が年収130万円以上に増加したことによって扶養から外れた場合も第1号被保険者となる。
- ③配偶者である第2号被保険者（例：夫）が死亡した場合は、第3号被保険者（例：妻）は第1号被保険者となる。
- ④配偶者である第2号被保険者（例：夫）と離婚した場合は、第3号被保険者（例：妻）は第1号被保険者となる。
- ⑤第3号被保険者（例：妻）が被用者年金制度の資格を取得した場合は、第2号被保険者となる。
- ⑥その他の資格喪失事由（第3号被保険者が死亡、60歳到達等）

(3) 「不整合記録」の発生

- ・上記(2)の①～④に該当した場合に第1号被保険者となるための手続きは、第3号被保険者(例:妻)本人が、市(区)役所又は町村役場で行うこととされている。この手続について一定の周知は行ってきたものの、実態としては、**第1号被保険者となるための手続が行われず、不整合な記録となっているケースが数十万人、場合によっては百万人以上にのぼる可能性がある。**

<概数>

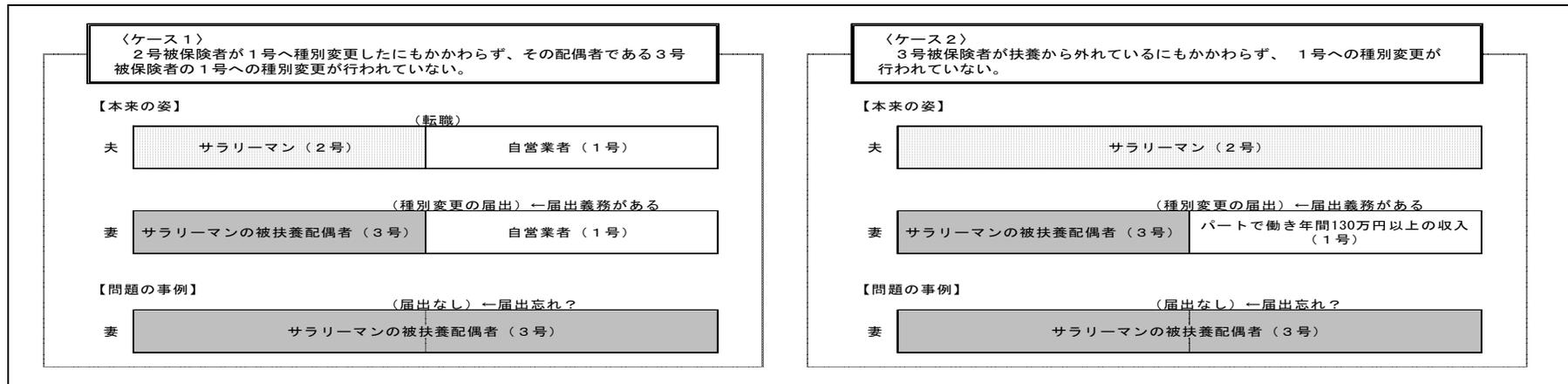
- 1) 第3号被保険者数(平成21年度末) … 約1,021万人
- 2) 第3号被保険者への種別変更(3号→1号)の件数(平成17～21年度) … 約369万件
- 3) 第3号被保険者への届出勧奨(3号→1号)の件数(平成17～21年度) … 約98万件

- (注) 1. 「届出勧奨」は、3号の要件に該当しなくなったのに3号のままの人への1号への種別変更の勧奨。
 2. 制度発足(昭和61年4月)から平成16年度までの種別変更及び届出勧奨の件数は不明。

【不整合記録の典型事例】

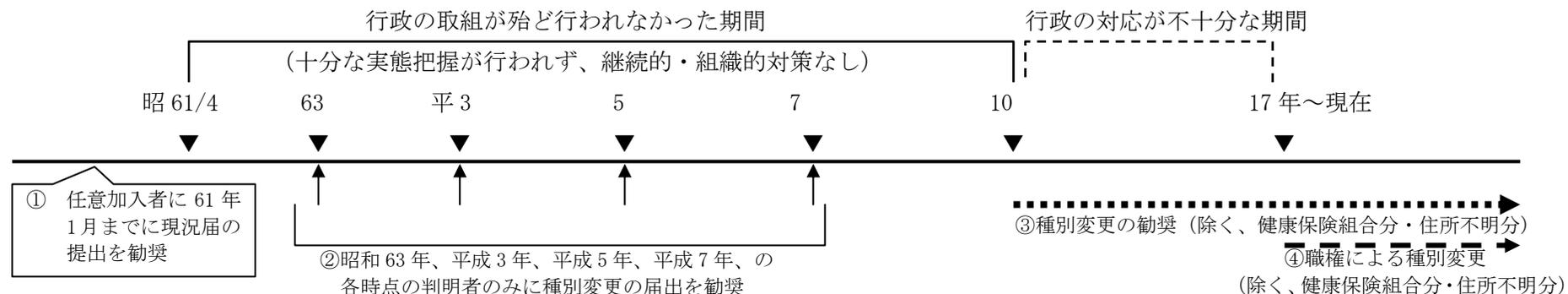
<ケース1> 夫が第1号被保険者となっているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のままとされている

<ケース2> 妻の収入が増加して健康保険の扶養から外れているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のままとされている。



2. 発生した「不整合記録」を是正するための取組

(1) 従来の取組



- ① 制度創設時（昭和61年4月）の準備段階（昭和60年10月～61年1月）… 旧国民年金法の任意加入者に対し、昭和61年1月末までに現況届を提出するよう勧奨し、第3号被保険者とした。
- ② 昭和63年、平成3年、平成5年、平成7年、の各時点で、該当者に種別変更の届出を勧奨。
- ③ 平成10年4月～現在 … 種別変更の未届者が判明した場合は、その都度勧奨。
 - ア) 3号の配偶者である2号被保険者の、退職などによる資格喪失情報に基づく、種別変更の勧奨。
 - イ) 協会けんぽ・共済組合からの、3号自身の被扶養配偶者としての削除情報に基づく、種別変更の勧奨。
- ④ 平成17年～現在 … 上記のア・イともに、勧奨後も未届の場合は、職権による種別変更を実施。

(*) ただし、この被扶養者の削除情報について、健康保険組合からは、現在も入手できる状態になっていない。

(*) 住所が不明である人については、勧奨も職権による種別変更も行えていない。

(2) 今後の取組

- ① 現在、「不整合記録の抽出システム」を開発中であり、平成23年秋から該当者を一斉に抽出し、事前のお知らせを行った上で、3号→1号に職権による種別変更を行い、保険料の納付を求める。
- ② 健康保険組合から被扶養者の削除情報を入手できるよう調整し、届出勧奨及び職権による種別変更を行う。
- ③ 被保険者について、基礎年金番号と住民票コードの紐付けを進め、正確な住所を把握できるようにする。

3. 今後の取組によって生じる影響

従来どおりの対応方針の下で上記のような取組を進めた場合、次のような事態が想定される。

- 「不整合記録」が発見された者については、当該第3号被保険者としての記録を第1号被保険者としての記録に訂正する。これにより、当該「不整合期間」は、第1号被保険者としての未納期間になる。
- 受給権者については、第1号被保険者としての未納期間になった分だけ減額再裁定を行い、過払いとなった年金については返還を求めることとなる。
- 被保険者については、保険料の時効が到来していない直近の2年分については納付を求める。2年以上経過した期間については、第1号被保険者としての未納期間のままとなり、将来の年金給付に反映されなくなる。
- その結果、給付の減額、過払金の返還、年金額の見込み違い等が本年秋に数十万件、場合によっては百万件以上一気に発生し、場合によっては、受給資格期間（原則25年）に足りない等により無年金となる者も出てくる可能性がある。
 - 非常に多くの受給権者、被保険者が予期せぬ形で老後生活の安定、将来の生活設計を損なわれる。
- 年金事務所等に苦情等が一気に寄せられ、大量のトラブルの発生による混乱は不可避。**
 - 受給権者：「裁定の時に確認したのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのか。」
 - 被保険者：「納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納となるのか。」
「特別便や定期便に書かれていることと違うではないか。」
- 法改正をもって対応しようとしても、第3号被保険者制度の在り方そのものが議論の対象となることが想定され、改正内容の調整や実現には多くの時間を要し、その間にも、現在の不整合な状態への対応が遅れる。

4. 混乱を回避しながら将来に向けた是正を徹底するための現実的な対応策としての「運用3号」の概要

(1) 「運用3号」の仕組みの概要（不整合記録を有する者への対応）

- ①受給権者は、既に年金が裁定されていることから、現状を変更しない。
- ②被保険者は、将来に向けて第1号被保険者に種別変更し、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しない。

(2) 現行法との関連での位置付け

- 「運用3号」は、「現状の年金記録を変更せずに尊重する」という手法であり、現行法に基づく第3号被保険者制度の枠内で運用実施。通知によって新たな被保険者区分を創設したり、「運用3号」というような新たな年金記録に変更するものではない。
- 現行法を運用していく上で、国民の生活実態と年金記録が完全に一致していることが本来の姿であるが、実務上は限界があり、現実の問題として、国民の生活実態と整合しない年金記録が多数存在する。そのような場合に、両者を完全に一致させるべく徹底的に整合性を追求することも一つの対処方法であるが、他方、そのような不整合が生じたことについて行政側の責任がある場合には、あえて国民に大きな負担を強いることなく、これまでの届出の結果を尊重し、整合性の追求を一定範囲にとどめることも一つの対処方法である。これは年金制度を運用していく上での裁量の範囲で許されるものであり、通知により今回の対応を行うこととしたもの。

(3) この仕組みについてのとらえ方

- ①法令の規定通りの届出をした人からみると、公平性の面でのご批判がある。
- ②しかしながら、従来通りの対応方針とした場合、多数の無年金者や低年金者を発生させることになり、その方々の老後生活の安定を損なわせるのは、もっと大きな問題。
- ③また、そのような事態をさけるために不整合記録の問題への取組を先送りすることも不適當。
→「運用3号」が最も現実的な対応策

(4) 「3号特例届」、年金確保支援法案（「10年後納」を可能とする法案）、カラ期間（若しくは免除期間）との関連

- ①「3号特例届は効力が遡らず障害給付等の納付要件に含まれないが「運用3号」は納付要件に含むのはおかしいのではないか。」
 - 「3号特例届」は、届出によってある時点で「1号から3号に変えた」ことの効力が過去に遡らない。
 - 「運用3号」は、「3号である」という年金記録を過去も未来も動かさず継続するもの。
- ②「年金確保支援法案が成立したら「運用3号」の対象とする期間を10年以上経過した期間に限定すべきではないか。」
 - 先の臨時国会において3年の時限措置として修正（継続審議）
 - 不整合記録判明のタイミングによって、2年以上前の期間が「運用3号」の対象になる人と10年以上前の期間だけが「運用3号」の対象になる人に分かれ、別の不公平感が発生する。

③「3号期間ではなく、カラ期間や免除期間とすべきではないか。」

→ カラ期間（60年改正法附則第8条）や免除期間（国民年金法第90条）は、法律上その要件が明確に定められている。
（法令の根拠なしに第3号被保険者期間から積極的に変更することは困難）

（5）不整合記録の是正の取組と「運用3号」の実施期限

①第1段階：本年1月～裁定請求、相談等を受け付けた方について対応。

②第2段階：今秋、不整合記録を有している人を一斉に抽出し、記録を是正。

③第3段階：従来を取組に加え、健康保険組合から被扶養者削除の情報提供を受け、届出勧奨及び職権適用を徹底。併せて、住民票コードとの紐付けも推進。

※不整合記録の発生を抑制するための方策については、実施可能なものから逐次実施を検討。

④第3段階まで実施してから一定期間経過後に、新たな不整合記録が発生していないか検証した上で、「運用3号」の取扱いを継続する必要があるかどうか判断。